

【役員の報酬等の支給基準】

当法人では、社会福祉法第 46 条の 6 に基づき、
役員の報酬等に関する基準を次のとおり定め、公表します。

1. 役員の報酬等は、社会福祉法人としての公共性に鑑み、
社会通念上妥当な範囲で定める。
2. 報酬等の額は、役職・職務内容・法人規模等を勘案し、
評議員会の議決を経て決定する。
3. 報酬等の種類は年俸制とし、年俸額を 12 分の 1 に按分して毎月等額を支給
する。
期末手当は支給しない。
4. 報酬等の支給に関する基準の改定は、
評議員会の議決を経て行う。
5. 役員個人の報酬額は公開しないが、
役員報酬総額は計算書類にて公表する。